

火災を起こさないために

平成27年5月11日

火災の定義

- 火災の定義

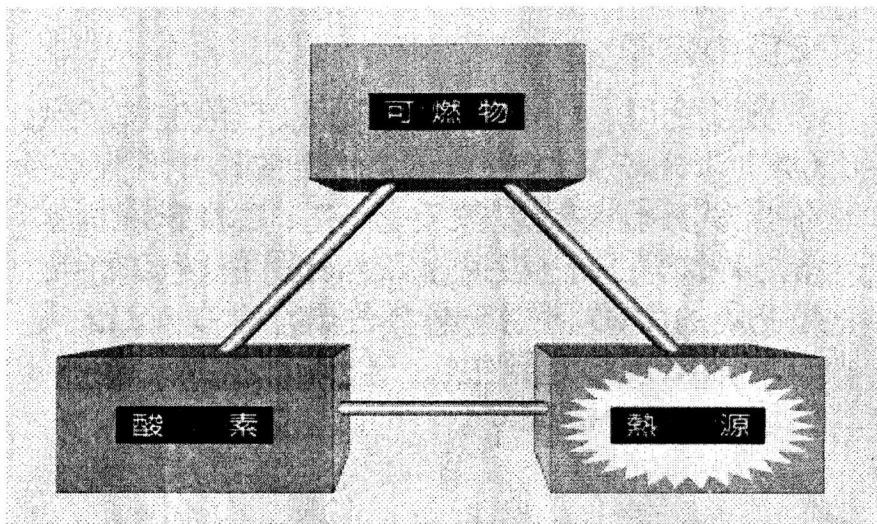
火災とは、「人の意図に反して発生し、若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象」をいいます。

燃焼の定義

- 燃焼の定義

燃焼とは「熱と光を伴う酸化反応」
のことをいいます。

燃焼の3要素



燃焼の条件

- 燃焼が起きるには、可燃物(燃えるもの)・酸素(空気など)・熱源(点火エネルギー)が必要です。

この三つを燃焼の3要素といい、この中のひとつでも欠ければ燃焼は起きません。

消火の理論

消火とは、一般に燃焼の3要素の全部あるいはひとつを取り除くことによって燃焼の継続を絶つことです。

一般的な消火方法としては、冷却消火法、窒息消火法、除去消火法があり、そのほかに希釈消火法があります。

1 冷却消火法

熱源から熱を奪い、燃焼物を引火点以下に下げる方法で、水をかける方法が一般的です。

2 窒息消火法

燃焼に必要な酸素の供給を絶つ方法で、二酸化炭素などの不燃性ガスや乾燥した砂や不燃性の泡により燃焼物を覆う方法です。

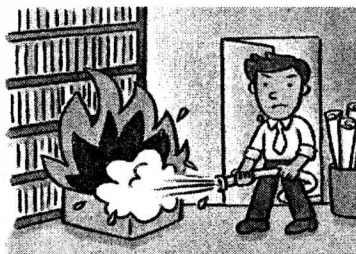
3 除去消火法

燃焼を始めていない可燃物を燃焼している部分から切り離す方法です。昔の江戸時代の消火方法で、燃えていない建物を取り壊し、延焼を防ぐ方法です。

4 希釈消火法

可燃性のガス濃度や可燃物の組成を燃焼限界以下に薄める方法で、燃焼している水溶性のアルコールを水で薄め液面からの可燃性蒸気の発生を減少させる方法など。

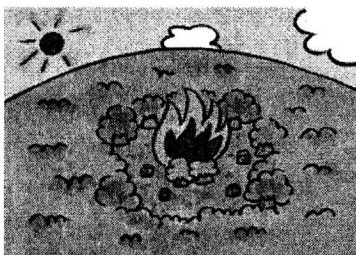
一般的な消火方法



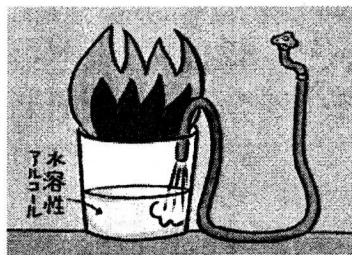
冷却消火法



窒息消火法



除去消火法



希釈消火法

火災の原因

平成26年(1月～12月)の出火原因(全国)

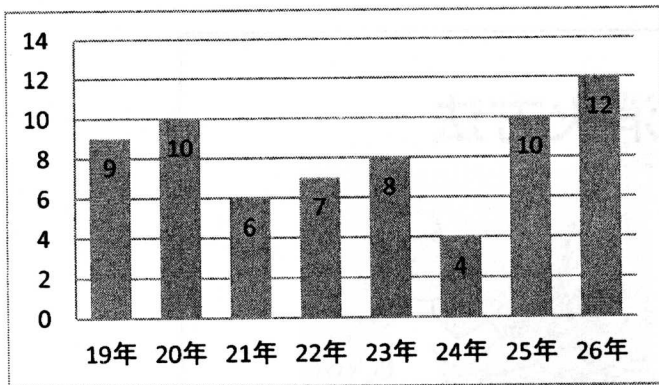
- 1位 放火 11.1%
- 2位 たばこ 9.3%
- 3位 こんろ 8.0%
- 4位 放火の疑い 7.2%
- 5位 たき火 6.6%

放火及び放火の疑いをあわせると18.2%

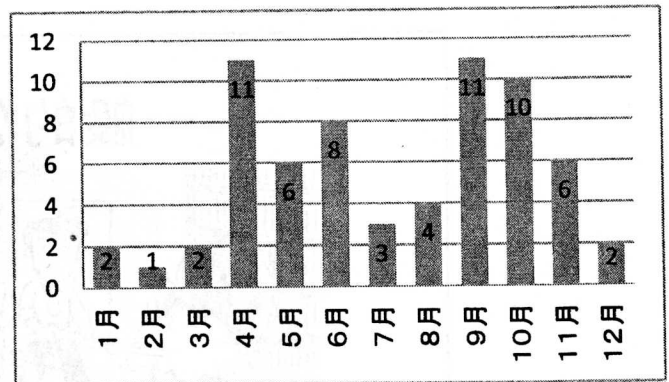
栗山町における過去8年間の火災統計資料

平成19年1月1日～平成26年12月31日

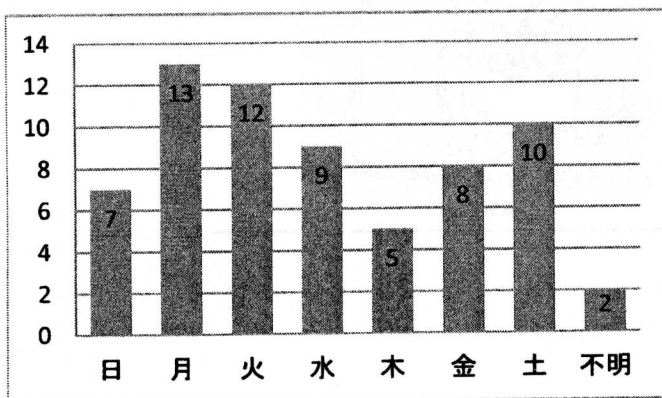
年別火災発生件数



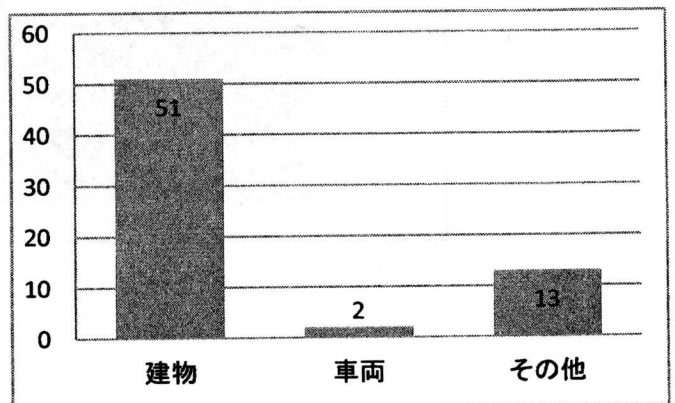
月別火災発生件数



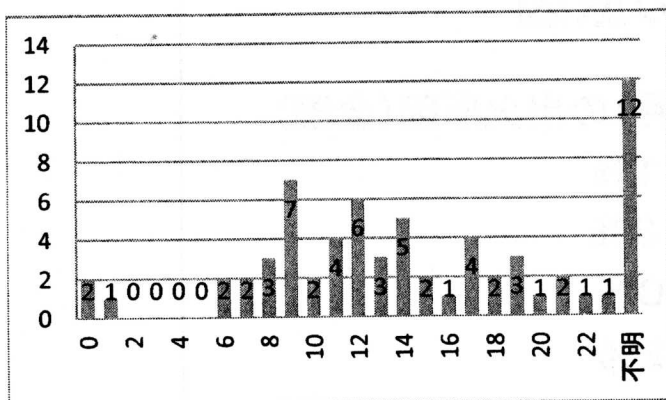
曜日別火災発生件数



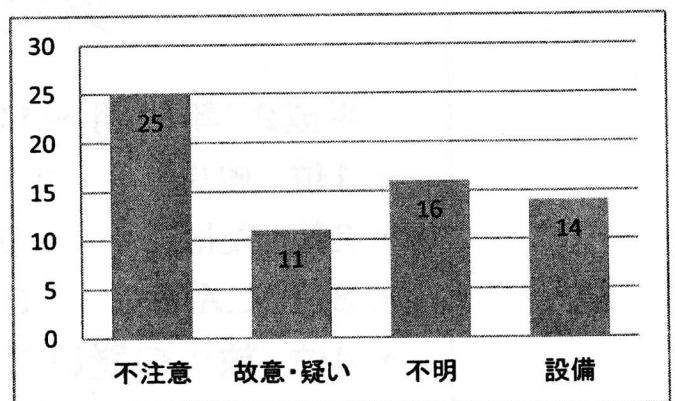
区分別火災発生件数



出火時刻別



原因別



66件の分析結果

- * 12月から3月までの冬季間が以外にも発生が少なかった。
- * 人の活動時間に不注意により発生するのが一番多く、区分では建物が圧倒的に多い。
- * 原因別不注意ではゴミ焼きの拡大が6件と一番多く続いてガスコンロとタバコの不始末がそれぞれ3件で、その他が13件あった。
- * 原因別で、不明が16件あるため原因調査の精度を上げ他の分類に断定することも火災予防につながると思う。

3 お知らせ

1 ヘリコプターによる不法投棄の空中監視を実施しています。

不法投棄を行った場合は、廃棄物処理法により5年以下の懲役又は1千万円(法人の場合は最高1億円)以下の罰金があります。

家電4品目をはじめとした廃棄物の不法投棄は絶対にやめましょう!

2 野焼きは禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で不法焼却(野焼き)は禁止されています

「何人も、下記に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない

(法第16条の2)」と定められています。これに違反して廃棄物の焼却をした者は

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれらの併科

の対象となります。

不法焼却(野外焼却)未遂も、同様の罰則が科せられます。

焼却禁止の例外の中に焼却設備を用いた焼却がありますが、その焼却設備の構造や維持については一定の基準が設けられています。排出事業者が簡易焼却炉を設け、自己処理をする例が見受けられますが、ほとんどが必要な基準を満たしていません。そのような場合は法律に違反する焼却となるので、直ちに使用を中止し、委託処理に変更するなど、適正に処理しなければなりません。

政令で定める例外(廃棄法施行令第14条)

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却(凍霜害防止のために行う廃タイヤによるくん煙は、生活環境に著しい支障を生じるためできません)
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:どんと焼き)
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(廃ビニルの焼却は生活環境に著しい支障を生じるのでできません)
- たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(書類等の焼却はこれには該当しません)

このページに関するお問い合わせは

保健環境部環境生活課地域環境係へ

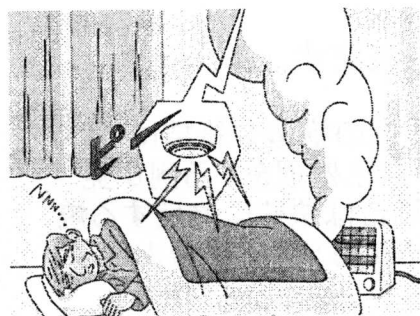
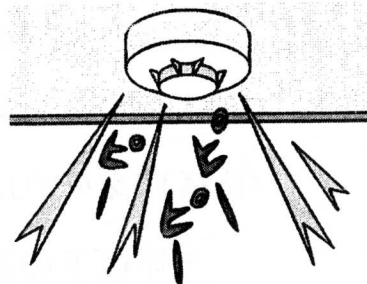
TEL 0126-20-0042

住宅を火災から守る！

設置していますか？住宅用火災警報器

住宅用火災警報器とは？

家庭内での火災の発生を煙や熱でいち早く感知してブザーなどで知らせてくれる機器です。機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。



なぜ必要なの？

住宅火災で亡くなった方の約6割が「逃げ遅れ」で就寝時間帯に集中しています。住宅火災による死者数を低減させるため、すべての住宅に設置が義務付けられています。

どこに設置するの？

南空知消防組合火災予防条例では、すべての寝室に設置が必要です。また、上の階に寝室があるときは階段室にも設置が必要です。ただし、火災はどこで発生するか分かりません。南空知消防組合火災予防条例での設置義務はありませんが、リビングや台所などにも設置しておく心安です。

